

令和5年第2回東広島市議会定例会について

1 会 期

令和5年6月12日（月）から6月29日（木）まで（18日間）

2 一般質問

(1) 日 程

令和5年6月20日（火）から6月23日（金）まで

(2) 質問者、質問項目（教育委員会関係）

別紙のとおり

3 議案等（教育委員会関係）

(1) 報告事項

ア 公益財団法人東広島市教育文化振興事業団の経営状況について

イ 令和4年度東広島市繰越明許費繰越計算書及び事故繰越し繰越計算書（教育委員会関係分）

ウ 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて（学校の管理上の瑕疵によるもの））

(2) 議案

ア 教育委員会委員の任命の同意について

令和5年第2回東広島市議会 教育委員会関係一般質問

質問者	質問項目	担当	答弁者
原田 栄二	1 体育館の空調設備の設置の取組みについて (1) 小中学校体育館への空調設備及び太陽光発電設、蓄電池の導入事業について イ 本市では44校の体育館があるが、今回の事業で導入される21校を選んだ理由、そして21枚以外の体育館の今後の対応について伺う。	学校教育部 (教育総務課)	前延副市長
下向 智恵子	1 「COCOLOプラン～誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策～」を受けての不登校支援の推進について (1) 不登校対策支援について ア 「COCOLOプラン」には、教育委員会が「保護者の会」を設置し、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを派遣するなどの取組みが盛り込まれているが、本市の不登校児童の保護者支援について伺う。 イ 「スペシャルサポートルーム(SSR)」の設置状況と今後の取組みについて伺う。 ウ 自宅・SSRなどで授業や課題をオンライン配信で受けることができる指導体制について今後の取組みを伺う。 エ 不登校生徒の高校進学支援としての教室外での学びの反映について、状況と取組みを伺う。	学校教育部 (指導課)	教育長
下向 智恵子	2 学校制服のLGBT対応について (1) 選択できる学校制服について ア 本市における男女スラックス制服採用校の状況について伺う。 イ 学校の制服選択の決定権について伺う。 ウ 市内中学校での全校スラックス採用について伺う。	学校教育部 (指導課)	教育長
鍋島 勢理	1 地域共生社会について (3) 部活動の地域展開について ア 「部活動の地域展開」の方向性について伺う。また本市における部活動の地域展開について、現状の課題認識と解決に向けた取組みを伺う。 イ 志和地区において取組みが進められているが、現段階の志和地区の現状と他地域への展開について伺う。	学校教育部 (指導課)	教育長
玉川 雅彦	2 東広島市GIGAスクール構想のその後について (1) 学習端末を使用したいじめ問題について ア 学習用端末の機能を使用したいじめについて本市の現状を伺う。 イ 関西の中学校では、生徒3人が文書共有ソフトを担任に見られない設定にして、別の生徒の悪口を書き込んでいた。一方、トラブルが起きた際に調査をするためとして37自治体が端末の履歴を集めていた。中国地方の中学校では履歴で悪口の書き込みを確認し、生徒を指導したケースもあったとのことである。そこで本市においても何らかの対策を講じなければならないと考えるが、対策についてはどの様に考えているのか伺う。	学校教育部 (指導課)	学校教育部長
小池 恵美子	3 児童の熱中症対策について (1) 熱中症対策としての水分摂取方法について ア 水筒の水(またはお茶)の補給は、学校の水道水でも可能と思うが、そのような指導はできないか伺う。 イ 中学校には冷水器が設置されているが、小学校に設置する考えはあるか伺う。	学校教育部 (指導課)	学校教育部長
山田 学	1 食の安全について (2) 昆虫食について ア 市内高校が積極的に開発に関わっていることなどを踏まえた上で、昆虫食についての本市の見解を問う。	学校教育部 (学校給食センター)	学校教育部長
山田 学	3 学校給食のオーガニック化について (1) 学校給食のオーガニック化について ア オーガニック給食を導入する自治体が増えてきているが、本市での学校給食における市民からの要望や計画の有無について問う。 イ 現在進められている地産地消について、どのような品目がどのような流通経路で学校給食に提供されているのかを問う。	学校教育部 (学校給食センター)	学校教育部長

質問者	質問項目	担当	答弁者
坂元 百合子	2 デフリンピック支援と共生社会の推進について (1) デフリンピック支援と共生社会の推進について ア 障がい者がスポーツや文化芸術に取り組む環境について伺う。 エ デフリンピックを応援する取り組みについて伺う。	健康福祉部 生涯学習部 (スポーツ振興課・文化課)	市長
谷 晴美	3 学校給食費の無償化が必要 (1) 学校給食費の無償化が必要 ア 東広島市の学校給食に地元野菜を調達するためのシステムを構築する計画がある。これからの食育に欠かせない地元農家とのパイプ役として期待するものである。本市は、学校給食で使う野菜の地元産比率100%を目指すべきである。100%達成に向けた計画が必要であると考えているが、市の考えを伺う。 イ 有機野菜を給食に使ってほしいという農家の声について本市の実情と課題について伺う。 ウ 給食費の無償化に向けて、他市に学び、早期に達成することの重要性について伺う。	学校教育部 (給食センター・学事課)	ア・イ： 学校教育部長 ウ：市長
落海 直哉	1 生涯にわたってスポーツを楽しめる環境の形成について (1) 東広島市スポーツ推進計画の現状とこれからについて ア いつでもスポーツ、どこでもスポーツ、だれでもスポーツ、地域でスポーツの4つの方向性の進捗と考え方について イ ウォーキングコース等を取り入れたまちづくりについて ウ 東広島市スポーツツーリズム推進方針について	生涯学習部 (スポーツ振興課)	ア・イ： 生涯学習部長 ウ：市長
落海 直哉	2 中学校の部活動体制について (1) 部活動指導員制度の取り組みについて ア 部活動に従事する教員の放課後、休日出勤などの変化を把握できているか伺う。 イ 生徒が希望する部活動が部活動指導員や教員不足によって活動できないような状態は無いか伺う。	学校教育部 (指導課)	教育長
鈴木 英士	1 教育施策について (1) 幼稚園・保育所・小学校の連携・接続について ア 取組の現状や課題認識について伺う。 イ 幼保小連携の今後の取組について伺う。	こども未来部 学校教育部 (指導課)	教育長
向井 哲浩	1 白市の文化財を生かしたまちづくりについて (1) 白市の町の中にある江戸時代から明治、大正、昭和初期に建てられた建造物の現状と、所有者と地域住民のかかわり、及び地域活性化に向けて支援する方策を伺う。 ア 現在、登録有形文化財(建造物)に届けられている以外にどのくらいその候補の建物があるのか、また、届出制に基づくこの制度の情報がどのように所有者の方に提供されているのか伺う。 ウ 文化財保存活用地域計画の推進において文化財等を活用して特別な体験ができるユニークメニューを取り入れた取組の推進について市としての見解を伺う。	都市部 生涯学習部 (文化課)	ア：生涯学習部長 ウ：市長
木村 輝江	1 第2期東広島市子ども・子育て支援事業計画について (2) 東広島版ネウボラの充実について コ 児童及び中高生が保護者や学校を介さずに悩み相談ができる機関について	学校教育部 (指導課)	学校教育部長
木村 輝江	1 第2期東広島市子ども・子育て支援事業計画について (3) 子どもに関する医療体制の充実、子育て世帯の経済的負担の軽減について エ 「小中学校における給食費無償化」は、市民ニーズではなく単なる要望か オ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と給食費について カ 本市において給食費無償化に係る費用及び就学援助実費支給分	学校教育部 (学事課)	学校教育部長
田坂 武文	3 公共施設の適正管理について (1) 慰霊碑の安全対策について ア 慰霊碑の安全対策の検討内容について伺う。	学校教育部 (教育総務課)	学校教育部長

質問者	質問項目	担当	答弁者
片山 貴志	1 安全で安心できる教育環境の整備について (1) 義務教育下でのサポート体制について ア 現状のサポート体制について問う イ 教員及び支援員やサポーター等の充実度について問う ウ 学校現場と教育委員会の連携について問う エ 誰一人取り残さない教育体制の構築について問う	学校教育部 (学事課・ 指導課)	教育長
片山 貴志	1 安全で安心できる教育環境の整備について (2) 不登校児童生徒の対策について ア 不登校等児童生徒の現状について問う イ 不登校等児童生徒となり得る原因について問う ウ 不登校等児童生徒を減少させるための施策について問う	学校教育部 (指導課)	教育長
片山 貴志	1 安全で安心できる教育環境の整備について (3) いきいき子どもクラブについて ア 職員不足の現状について問う イ 施設を管理監督する責任者について ウ 職員の資質の向上のための研修や、監督指導の本市の体制について エ 外部からの侵入者の監視や、事故などのリスク軽減や原因究明の為に カメラ等設置の可能性について オ 教育委員会担当課内の人員不足について	生涯学習部 (青少年育成課)	生涯学習部長

注) 次ページ以降の個別の答弁内容では、他部局関係部分に取消線を引いています。

答弁内容（令和5年第2回定例会）

質問者	原田議員	担当	学校教育部
-----	------	----	-------

■質問事項	1 体育館の空調設備の設置の取組みについて (1) <u>小中学校体育館への空調設備及び太陽光発電設備、蓄電池の導入事業について</u> イ 本市では43校の体育館があるが、今回の事業で導入される21校を選んだ理由、そして21校以外の体育館の今後の対応について伺う。
-------	---

■質問要旨

- (1) 小中学校体育館への空調設備及び太陽光発電設備、蓄電池の導入事業について
本市では、21校の体育館（避難所）に令和6年度から令和9年度にかけて導入され、期待される効果として光熱費の削減、災害レジリエンス強化、環境学習等となっている。
イ 本市では43校の体育館があるが、今回の事業で導入される21校を選んだ理由、そして21枚以外の体育館の今後の対応について伺う。

■答弁

次に、21校を選んだ理由、及び21枚以外の体育館の今後の対応についてでございます。

現在、教育委員会では、西条中学校を皮切りに、学校施設の長寿命化改良に着手しておりますが、これは建築年からの年数や老朽度合、本市の財政計画とのすり合わせ等を考慮いたしますと、長期にわたる取組となります。

一方で、こうした状況にあっても、気候変動による近年の夏場の猛暑対策としては、学校体育館への空調設備設置も急ぐ必要があることから、このたび、国の交付金を活用することとして、長寿命化改良工事が概ね10年以上先となる21校を想定しながら加速化を図ることとしたものでございます。

21校以外の学校体育館につきましては、長寿命化改良工事と一体的に、出来るだけ早期に整備できるよう努めてまいります。

答弁内容（令和5年第2回定例会）

質問者	下向議員	担当	学校教育部
■質問事項	<p>1 「COCOLOプラン~誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策~」を受けての不登校支援の推進について</p> <p>(1) 不登校対策支援について</p> <p>ア 「COCOLOプラン」には、教育委員会が「保護者の会」を設置し、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを派遣するなどの取り組みが盛り込まれているが、本市の不登校児童の保護者支援について伺う。</p> <p>イ 「スペシャルサポートルーム(SSR)」の設置状況と今後の取り組みについて伺う。</p> <p>ウ 自宅・SSRなどで授業や課題をオンラインで受けることができる指導体制について今後の取り組みを伺う。</p> <p>エ 不登校生徒の高校進学支援としての教室外での学びの反映について、状況と取り組みを伺う。</p> <p>2 学校制服のLGBT対応について</p> <p>(1) 選択できる学校制服について</p> <p>ア 本市における男女スラックス制服採用校の状況について伺う。</p> <p>イ 学校の制服選択の決定権について伺う。</p> <p>ウ 市内中学校での全校スラックス採用について伺う。</p>		

■質問要旨	<p>1 「COCOLOプラン~誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策~」を受けての不登校支援の推進について</p> <p>(1) 不登校対策支援について</p> <p>小中高等学校の不登校児童生徒が急増し、約30万となった。文部科学省では誰一人取り残されない学びの保障について「COCOLOプラン」を発表。本市の取り組みについて伺う。</p> <p>ア 「COCOLOプラン」には、教育委員会が「保護者の会」を設置し、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを派遣するなどの取り組みが盛り込まれているが、本市の不登校児童の保護者支援について伺う。</p> <p>イ 「スペシャルサポートルーム(SSR)」の設置状況と今後の取り組みについて伺う。</p> <p>教室に行きづらくなった児童生徒が、学校内で落ち着いて学習できる環境である、スペシャルサポートルーム等を、すべての小中学校に設置する必要があると考えるが、現在の設置状況と今後の取組みについて伺う。</p> <p>ウ 自宅・SSRなどで授業や課題をオンラインで受けることができる指導体制について今後の取り組みを伺う。</p> <p>エ 不登校生徒の高校進学支援としての教室外での学びの反映について、状況と取り組みを伺う。</p> <p>不登校生徒の高校進学を支援するため、自宅やスペシャルサポートルーム、教育支援センター等での学びを成績に反映させることが重要であると考え、現在の状況と今後の取組みについて伺う。</p> <p>2 学校制服のLGBT対応について</p> <p>(1) 選択できる学校制服について</p> <p>LGBTの配慮、また多様性を認めあうダイバーシティ教育の一環として選択できる制服のあり方について</p> <p>ア 本市における男女スラックス制服採用校の状況について伺う。</p> <p>近年、LGBTなど性的少数の人たちへの配慮の観点から、女子生徒がスラックスを選択できるようにする学校が増えている。また、子供が走って遊べるようにするためや、防寒対策のためにスラックスを選択できるようにすることも必要と考える。</p> <p>本市における男女スラックス制服採用校の状況について伺う。</p>
--------------	---

答弁内容（令和5年第2回定例会）

- イ 学校の制服選択の決定権について伺う。
学校の制服は、どのような過程を経て決められるのか伺う。
- ウ 市内中学校での全校スラックス採用について伺う。
男女共にスラックス採用されていない学校について、採用を進めるよう働きかけ、すでに採用されている学校については、LGBT配慮の観点だけでなく男女共にどちらでも選択できるというアナウンスが必要と考えるが、市の見解と取組みについて伺う。

■答弁

私からは、不登校支援、及び学校制服のLGBT対応について、ご答弁申し上げます。

はじめに、本市の不登校児童生徒の保護者支援についてでございます。

本市では、子どもの不登校に悩む保護者が集まり、思いを語り合うなどの取組みとして、「不登校サポート『親の会』」を毎月1回開催しています。参加者は、不登校に悩む保護者のほか、相談や支援等のために、教育支援センター指導員、指導課指導主事、生徒指導アドバイザー、スクールソーシャルワーカーが参加しております。不登校に悩む保護者の力になれるように、昨年度は、県の教育支援センターから講師を招き講話をしていただくなどの取組を実施しました。

参加した保護者は、同じ悩みや苦しさをもつ人に話を聴いてもらうことができ、共感やアドバイスがもらえたことや、親の会以外の場でも保護者同士が相談できる関係性ができたなど、参加して良かったとの声がありました。

教育委員会としましては、親の会は、不登校に悩む保護者が、悩みを一人で抱え込まず他の参加者と共有することで、安心感を持ち前向きになれる場であると捉えており、大変重要であると考えております。しかしながら、不登校児童生徒数に対し参加する保護者が少ないことから、今後は、あらゆるチャンネルを利用し、より多くの保護者の参加を促して参りたいと思います。

次に、スペシャルサポートルーム（SSR）の設置状況と今後の取組についてでございます。

現在の設置状況は、市設置のSSRが小学校6校と中学校4校、また、県設置のSSRが中学校4校で、合計14校でございます。SSRの未設置校では、校内の居場所として保健室や空き教室を活用しております。しかしながら、常に教員が支援できる体制を整えることが難しいなどの課題があります。こうした状況も鑑み、今後も、SSRの設置校を段階的に増やしていくとともに、児童生徒が安心して学べる環境づくりに努めて参ります。

次に、自宅やSSRなどで授業や課題をオンラインで受けることができる指導体制についてでございます。

現在、市立小中学校の児童生徒に一人一台のタブレットを貸与し、自宅と学校、SSRと普通教室等をオンラインでつなぐこと、オンラインで問題演習や課題の提出をすることは可能となっております。また、昨年度、広島県教育委員会により開設されたSCHOOL（スクール）“S（エス）”においては、オンラインと通室による利用が可能であり、本市の児童生徒も利用しております。こうした多様な学びの環境を最大限生かし、引き続き、児童生徒一人一人の特性に合った柔軟な学びが実現できるよう努めて参ります。

次に、不登校生徒の高校進学支援としての教室外での学びの反映についてでございます。

現在、各中学校では、自宅やSSR、教育支援センターで取り組んだ課題等を提出した場合のほか、SSRや教育支援センター等で定期試験等を受験した場合なども学習評価の対象としています。

答弁内容（令和5年第2回定例会）

高校進学にも関わる評価については、学びの場によらず、各学校の基準に則り行われており、昨年度の不登校生徒のほとんどが上級学校へ進学しております。

今後も、不登校等の児童生徒とその保護者の思いや状況に応じた環境づくりや支援の充実を図り、全ての児童生徒の社会的自立を目指して取り組んで参りたいと考えております。

次に、本市における男女スラックス制服採用校の状況でございますが、現在、すべての中学校において採用しており、生徒とその保護者が自由に選択できるようになっております。小学校におきましては、多くの学校で性別によらず、半ズボン、スカートのいずれかを選択して着用することが可能となっておりますが、一部の学校では、基本は男子が半ズボン、女子がスカートとなっており、保護者や児童からの申し出により個別に対応している状況でございます。

次に、学校の制服選択の決定権についてでございますが、平成30年の文部科学省からの通知では、「通学用服の選定や見直しについては、最終的には校長の権限において適切に判断すべき事項であるが、その選定や見直しを行う場合は、保護者等学校関係者からの意見を聴取した上で決定することが望ましい」と示されています。

検討から実施までのスケジュール等につきましては、例えば、児童生徒やPTA等から意見を聞く、検討委員会で協議する、校長が決定するなどの流れがあり、期間についても様々でございます。

教育委員会といたしましても、校則の見直しと合わせ、学校制服の選定や見直しが適切に行われるよう、必要に応じて指導を行ってまいります。

次に、市内中学校での全校スラックス採用についてでございます。

教育委員会としては、令和4年4月に策定しました「生徒指導の在り方及び校則の見直しに関するガイドライン」において、合意形成と意思決定を基盤とした校則の見直しについて示し、校則の見直しを図る際の「観点」や「見直しの方法」について各学校に伝えているところでございます。昨年度は、全中学校において校則の見直しを行い、結果、全中学校においてスラックス制服の採用となりました。

今年度は、市内全小学校で校則を見直すこととしており、現在、男子が半ズボン、女子がスカートとしている一部の小学校において、校則から性別の表記をなくすことなどについて検討しているところでございます。

すでに採用されている小中学校につきましては、入学説明会、生徒総会、学校便り等において、学校から保護者や児童生徒に対して、制服の選択について周知しているところです。

今後も、LGBTの児童生徒や、精神的、身体的等の事情によりこれまで決められていた制服を着ることが困難であった児童生徒の気持ちに寄り添ってまいりたいと考えております。

たった一人の小さな声も見逃すことなく大切に、多様性を認め合う教育の実現に努めてまいります。

答弁内容（令和5年第2回定例会）

質問者	鍋島議員	担当	学校教育部
-----	------	----	-------

■質問事項	<p>1 地域共生社会について</p> <p>(3) 部活動の地域展開について</p> <p>ア 「部活動の地域展開」の方向性について伺う。また本市における部活の地域展開について、現状の課題認識と解決に向けた取り組みを伺う。</p> <p>イ 志和地区において取り組みが進められているが、現段階の志和地区の現状と他地域への展開について伺う。</p>
-------	---

■質問要旨

(3) 部活動の地域展開について

少子化による生徒数の減少に伴う部活動の小規模化と減少、そして教員の長時間勤務と指導の負担を鑑み、文部科学省より令和5年度以降、休日の部活動を段階的に地域に移行していくことが示された。本市では教育資源や地域実態を踏まえた東広島モデルの確立が進められている。

ア 「部活動の地域展開」の方向性について伺う。また本市における部活動の地域展開について、現状の課題認識と解決に向けた取り組みを伺う。

「部活動の地域展開」について、どのように取り組もうとしているのか伺う。

また、教育資源や地域実態を踏まえた東広島モデルを確立しようとしているが、現状の課題と解決に向けた取組みについて伺う。

イ 志和地区において取り組みが進められているが、現段階の志和地区の現状と他地域への展開について伺う。

志和地区において、具体的にどのような取組みが行われているのか伺う。

生徒数や受け入れ先の状況など、今後の展開を検討する上で重要な前提が地域間で異なると思うが、他地域への展開の意向について伺う。

■答弁

私からは、部活動の地域展開について、ご答弁申し上げます。

はじめに、部活動の地域展開の方向性についてでございます。

教育委員会といたしましては、学校と地域等が共に子どもを育てるといった視点に立ち、これまで本市で取り組まれてきた「活発な部活動」を基盤としつつ、将来にわたって持続可能なスポーツ・文化芸術活動として推進したいと考えております。そこで、現段階では、学校と地域が部活動を一緒に取り組む形を進めているところでございますが、学校や地域によって事情や条件は様々であるため、一律に方向性を決めてかかるのは困難な状況にあります。今後、それぞれの実態に応じて持続可能な運営の仕組みを作っていく必要があり、将来的には、部活動を地域全体で運営する仕組みにしていきたいと考えております。

また、現在の課題認識と解決に向けた取組についてでございますが、本年1月末に、本市における部活動の地域展開の方針や取組を検討するため、有識者・関係者による検討会議を開催いたしました。会議では、学校で部活動を指導する外部指導者、活動場所、競技団体や企業等の受け入れ先をいかに確保するか、また、地域の実情を踏まえたうえで、継続的な運営を行っていく仕組みをどう作っていくか等の課題が出されました。これを受け、現在、教育委員会といたしましては、地域、大学及び企業等に対して、部活動への参画についての調査を行っているところでございます。まずは、地域の現状や受け入れ可能状況等を明らかにし、課題解決に向けた動きを段階的に作ってまい

答弁内容（令和5年第2回定例会）

りたいと考えております。

次に、志和地区の取組の現状と他地域への展開についてでございます。

志和地区においては、学校運営協議会を活用し、体育振興会や教育振興会といった既存の地元団体の協力を得られることから、今年度、志和地区をモデル地域として取組を進めているところでございます。現在、7つの部活動に、11人の外部指導者が指導に当たっており、休日を主に、指導していただいております。競技の専門性を有していない部活動顧問にとっても、専門的な知見や経験に基づく技術指導を望む生徒にとっても大きな存在となっておりますが、一方で、休日の外部指導者だけによる指導では、事故やケガが発生した場合に保護者等への素早い対応ができないことから、結果として教員も参加することとなり、こうした場合は、負担軽減につながっていないなど、新たな課題も見えてきた状況でございます。

今後、こうした取組の成果と課題等を検討会議で協議するとともに、来年度は、クラブチームや文化芸術団体等を有する中規模・大規模の校区をモデル地域として取組を進めてまいりたいと考えております。

部活動の地域展開を進めていくには、様々な課題がございますが、教育委員会といたしまして、あくまで生徒が主役であることを大切な視点とした上で、一つ一つの課題を解決し、地域が学校を支援する仕組みを構築していきたいと考えております。

答弁内容（令和5年第2回定例会）

質問者	玉川議員	担当	学校教育部
-----	------	----	-------

■質問事項	<p>2 東広島市GIGAスクール構想のその後について</p> <p>(1) <u>学習端末を使用したいじめ問題について</u></p> <p>ア 学習用端末の機能を使用したいじめについて本市の現状を伺う。</p> <p>イ 関西の中学校では、生徒3人が文書共有ソフトを担任に見られない設定にして、別の生徒の悪口を書き込んでいた。一方、トラブルが起きた際に調査をするためとして37自治体が端末の履歴を集めていた。中国地方の中学校では履歴で悪口の書き込みを確認し、生徒を指導したケースもあったとのことである。そこで本市においても何らかの対策を講じなければならないと考えるが、対策についてはどの様に考えているのか伺う。</p>
--------------	---

■質問要旨

(1) 学習端末を使用したいじめ問題について

2020年度以降、全国の小中学校に1人1台配置された学習用端末を使ったいじめが全国の主要109自治体のうち、少なくとも25自治体で47件あったことが読売新聞の調査でわかった。他の児童のIDやパスワードを勝手に使用する不正アクセスも23自治体で36件に上り、学校は端末の不適切な利用に苦慮している。

ア 調査は2～4月、政令市、道府県庁所在市、中核市、東京23区の計109自治体を対象にインターネットで実施。97自治体が回答した。学習用端末導入後、「その機能を使ってのいじめはあったか」との質問には東京都、大阪府、愛知県、埼玉県など12都府県の25自治体が「あった」と答え47件が確認されている。このことについて本市の現状について伺う。

政令市、都道府県庁所在市、中核市、東京23区の計109自治体を対象に行われた調査によると、学習用端末を使ったいじめがあったことが、25自治体で47件確認された。関西の中学校では、生徒が文書共有ソフトを担任に見られないよう設定し、別の生徒の悪口を書き込んでいたという。

以上を踏まえ、本市の現状を伺う。

イ 関西の中学校では、生徒3人が文書共有ソフトを担任に見られない設定にして、別の生徒の悪口を書き込んでいた。又教員より子供の方が端末の機能やソフトの知識が豊富であり対策の難しさを指摘する声もあがっている。一方、トラブルが起きた際に調査をするためとして37自治体が端末の履歴を集めていた。中国地方の中学校では履歴で悪口の書き込みを確認し、生徒を指導したケースもあったとのことである。そこで本市においても何らかの対策を講じなければならないと考えるが、対策についてはどの様に考えているのか伺う。

全国に先駆けて端末を導入した町田市のICT推進校で、端末を使用したいじめが起き、いじめを苦に小6女児が自殺している。そこでは、タブレットを起動するためのIDが所属学級と出席番号を組み合わせたもので、パスワードは共通であったため、なりすましが横行していたという。

他の小学校等ではIDパスワードが一人ひとり異なっていることが多いのが実際であるが、ICT教育を推進するならば、パスワードの管理を徹底すべきであり、文科省のGIGAスクール構想用の「初めてのパスワード指導」でも、「パスワードを他人に教えることは、家の鍵を渡すことと同じだと指導」等、パスワード管理の重要性を明記している。

また、トラブルが起きた際に調査をするためとして、37の自治体が生徒の端末履歴を集めていた。中国地方の中学校では、履歴で悪口の書き込みを確認し、生徒の指導をしたケースもあったとのことである。

そこで本市において、いじめについて何らかの対策を講ずるべきと思うが、どのように対策しようとしているのか、伺う。

■答弁

私からは、GIGAスクール構想の学習用端末を使用したいじめ問題について、御答弁申し上げます。

答弁内容（令和5年第2回定例会）

ます。

本市では、学習用端末を使用したいじめの報告は、端末を配備した令和2年12月末から現在まで把握しておりません。なお、家庭で保有しているスマートフォンやパソコンを使用したいじめとして、LINE等のSNSを使ったひぼう・中傷や、オンラインゲームグループから、特定の生徒を外す等の事案が生起していますが、いずれの場合も、学校において本人の同意及び家庭の協力を得て、事実確認と指導を行っています。

次に、本市の対策についてでございますが、アカウント管理につきましては、IDやパスワード等のアカウントはランダムに作成し、容易に特定することができないようにするとともに、アカウント情報は他人に教えてはいけないことを児童・生徒に指導しています。また、インターネットトラブル等の防止のため、インターネットの利用時間や、児童生徒同士のチャット機能等、一部機能の使用を制限しているほか、インターネットアクセスのログを一定期間保存するとともに、学習用端末を介した事件事故等が発生し、調査が必要となった場合に備え、端末利用者の特定やアクセスログの確認ができるようにしております。このことについては、保護者が学校へ提出する、学習用端末使用に係る同意書に記載して周知を図ると共に、本市のホームページでも公表し、安全にインターネットを利用するよう注意喚起をしております。

このほか、トラブル未然防止の観点からの情報モラル教育の推進に当たり、各学校において、警察や企業などから専門家を招聘し、SNS上のトラブルの事例から、その未然防止に関して、児童生徒を対象とした授業等を行っております。併せて教育委員会で作成した教師用ポータルサイトに、情報モラル教育を実施する際に活用できる教材等をリンクし、いつでもそれを使って指導できる体制を整えております。

さらに、学級懇談会やPTA講演会などの場を利用して保護者を対象とした啓発活動を行うとともに、教育委員会が学習用端末の使用に係るルールを家庭に示した上で、使用時間や保管場所など、各家庭の実態によって異なる点については話し合っただけルールを決めていただくよう、協力をお願いしているところです。

今後も、いじめは、いつでも、どこでも起こり得るという認識のもと、いじめが起こりにくい環境整備と早期発見・早期対応に努めてまいります。

答弁内容（令和5年第2回定例会）

質問者	小池議員	担当	学校教育部
-----	------	----	-------

■質問事項	3 児童の熱中症対策について (1) <u>熱中症対策としての水分摂取方法について</u> ア 水筒の水（またはお茶）の補給は、学校の水道水でも可能と思うが、そのような指導はできないか伺う。 イ 中学校には冷水器が設置されているが、小学校に設置する考えはあるか伺う。
-------	--

■質問要旨

(1) 熱中症対策としての水分摂取方法について

小学校からのメールで、夏場の熱中症予防のひとつとして「可能な限り水筒は大きめのものにする。」とのお知らせがあったが、児童の荷物の重さや登校時の気温の上昇を考えると負担がより一層増すと考える。

ア 水筒の水（またはお茶）の補給は、学校の水道水でも可能と思うが、そのような指導はできないか伺う。

保護者の中には、子どもに水道水を直接飲ませたくない方もいると思うので、水筒を持ってきてもよいが、飲み物が無くなったら学校の水道で補給してもよいという趣旨を保護者へ連絡できないのか、市の見解を伺う。

イ 中学校には冷水器が設置されているが、小学校に設置する考えはあるか伺う。

■答弁

私からは、児童の熱中症対策について、ご答弁申し上げます。

はじめに、水筒の水の補給を学校の水道水で対応することについてでございます。

教育委員会として、一律に方針を出してはおりませんが、児童生徒が水道水を飲むことを禁止している学校はないものと考えております。学校の水道については、定期の法定点検を実施しており、安全性も確保しておりますことから、水筒のお茶が無くなった時は水道水も利用して良いことを児童に伝えているものと認識しています。

「大きめの水筒」には、熱中症予防の意識づけの狙いもあると思いますが、ご指摘のように、児童の荷物の負担等は大きな課題と考えており、今後、水道水での水分補給を含め、熱中症対策について学校から保護者に周知してまいります。

次に、冷水器の小学校への設置についてです。

熱中症の予防には、冷水の効果も論じられていると認識しております。しかし、冷水器では、一度に利用することができる人数に限りがあるなどの課題があり、当面は、屋内運動場も含めた空調設備の設置を優先し、冷水器については、引き続き課題とした上で、熱中症予防に努めてまいります。

答弁内容（令和5年第2回定例会）

質問者	山田議員	担当	健康福祉部 学校教育部
-----	------	----	----------------

■質問事項	1 食の安全について (2) <u>昆虫食について</u> ア 市内高校が積極的に開発に関わっていることなどを踏まえた上で、昆虫食についての本市の見解を問う。
-------	---

■質問要旨

- (2) 「昆虫食」や「食用コオロギ」に関する報道やSNS投稿を目にすることが多くなってきたように思う。コオロギは多くのたんぱく質を含んでいる事や、環境への負荷が少ないなど、食料問題の解決策として肯定的なニュアンスで報じられる一方、市民からは「絶対に食べたくない」「たんぱく源である牛乳を廃棄しながら、コオロギを推奨するのは間違っている」という批判の声も多く出てきている。
- ア 現在、西条農業高校では昆虫食の研究をしているが、研究が進み、昆虫食が普及した場合の学校給食の可能性など、昆虫食についての本市の見解を問う。

■答弁

西条農業高等学校での昆虫食の取組みに関しては、教育委員会として、現時点で交流や連携はありません。

昆虫食については、食品ロスや未来の食糧不足等の問題解決に役立つのではないかとということから関心が高まりつつあることは認識しておりますが、一方で、アレルギーの問題等、まだ食への安全が確立されておらず、法整備もなされていないことから、市として現時点で積極的に推奨していくことは難しい状況と考えております。

また、昆虫食の研究や普及が進んだ場合の学校給食への対応については、社会的な認知や理解を前提として、これを食することとなる児童生徒、また保護者の大方の理解が必要であると考えられ、教育委員会といたしましては、まだ検討の段階ではないと考えております。

答弁内容（令和5年第2回定例会）

質問者	山田議員	担当	学校教育部
-----	------	----	-------

■質問事項	<p>3 学校給食のオーガニック化について</p> <p>(1) <u>学校給食のオーガニック化について</u></p> <p>ア オーガニック給食を導入する自治体が増えてきているが、本市での学校給食における市民からの要望や計画の有無について問う。</p> <p>イ 現在進められている地産地消について、どの様な品目がどの様な流通経路で学校給食に提供されているのかを問う。</p>
-------	--

■質問要旨

(1) 学校給食のオーガニック化について

地産地消について農林水産省が推奨し、広島県でもひろしま地産地消推進県民条例が掲げられているが、学校給食でも導入されるべきである。鮮度が高く、栄養価の高いものを給食で提供することはオーガニックと同様大切な課題だと考える。東広島市総合計画にも「直売所や学校給食を通じて地元産品を提供し、消費者の農業への理解と食育を推進します。」(p.63)とあるが、学校給食において地産地消や有機野菜はどの程度導入されているのかを問う。

ア オーガニック給食を導入する自治体が増えてきているが、本市での学校給食における市民からの要望や計画の有無について問う。

イ 現在進められている地産地消について、どの様な品目がどの様な流通経路で学校給食に提供されているのかを問う。

■答弁

私からは、学校給食のオーガニック化についてのうち、要望や計画の有無について、及び地産地消の現状について、ご答弁申し上げます。

まず、オーガニック給食の市民からの要望や計画の有無についてでございます。学校給食に関しては、各学校が保護者を対象として実施する給食の試食会等を通じて意見や要望をいただいておりますが、こうした場からは、これまでのところ、オーガニック給食に関する要望等は、伺っておりません。

生産者の方からは、「学校給食で有機野菜が使用できないか」との相談が1件、ありましたが、その生産量や価格差についての対応が難しく、実際の使用には至っておりません。

このほか、オーガニック給食の実現に向けては、大量の食材を短時間で調理するための、ある程度の大きさの統一も課題となりますので、現時点では導入の計画はございません。

しかしながら、安全安心な地元の食材を用いることは、食育の観点からも効果的な生きた教材であり、教育的意義も大きいことにかんがみ、本市が推進する学校給食地場産野菜供給システムの構築の中で、給食センター、東広島流通センターの仲卸、JAひろしま、生産者と課題解決に向けて協働できないか、模索してまいりたいと思います。

なお、有機野菜の使用につきましては、試験的ではございますが、昨年9月にJAひろしまの協力により、西条学校給食センターにおいて八本松産の「青なす」を使った「みそ汁」などを小学校2校に3回提供した実績がございます。

次に、地産地消の現状についてですが、学校給食では米飯と生鮮野菜などを使用しているところでございます。

平成29年8月から全ての小中学校において週4日提供している米飯は、全量を東広島市産の米

答弁内容（令和5年第2回定例会）

を使用しており、JAひろしまが集荷した米を、業者が精米、炊飯し、直接、学校に届けております。

また、令和3年度期別調査において、生鮮野菜の地元産の使用割合は、価格ベースでは、23.6%となっております。

その内訳は、たまねぎ、こまつな、キャベツ、青ねぎ、大根などで、生産時期に合わせて、年間25品目を使用しており、JAひろしまが集荷し、東広島流通センターの仲卸を経由して、各学校給食センターに届いています。

答弁内容（令和5年第2回定例会）

質問者	坂元議員	担当	生涯学習部 健康福祉部
-----	------	----	----------------

■質問事項	2 デフリンピック支援と共生社会の推進について (1) デフリンピック支援と共生社会の推進について ア 障がい者がスポーツや文化芸術に取り組む環境について伺う。 イ 情報バリアフリーの推進について伺う。 ウ 共生社会の構築のための啓発活動について伺う。 エ デフリンピックを応援する取り組みについて伺う。
-------	--

■質問要旨

(1) デフリンピック支援と共生社会の推進について

聴覚障がい者の五輪と呼ばれる「デフリンピック」の大会が2025年に日本で初めて開催される。しかしながらデフリンピックの認知度は低く、2021年に日本財団が調べたデフリンピックの認知度は16.3%、パラリンピックは97.9%。デフリンピックが日本で開催されることを機にデフスポーツ、デフアスリートを知り多様性のある社会、共生社会を作り上げていく機運になると考える。

ア 障がい者がスポーツや文化芸術に取り組む環境を整えることについて、どのような取り組みをしているのか。

~~イ 多くの市民が利用する場所において、あらゆる情報のバリアフリーを推進していく積極的な取り組みが重要と考えるが、現状の取り組みと、デフリンピックを契機とした今後の取り組みについて伺う。~~

~~ウ 本市においても、共生社会の構築に向けた啓発を進めるべきであると思うが、見解を伺う。~~

エ 本市としても積極的にデフリンピックを応援する取り組みを行ってはどうか。

■答弁

私からは、デフリンピック支援と共生社会の推進についてご答弁申し上げます。

まず、障害者がスポーツや文化芸術に取り組む環境についてでございます。

本市では、年齢や心身の能力、障害の有無にかかわらず、「だれでもスポーツ」を楽しめるまちづくりを目指し、市内各地域のスポーツ推進委員を中心に、スポーツ活動の充実を図っております。

これまで、広島県パラスポーツ協会と連携し、パラスポーツ競技の研修や大会にスポーツ推進委員が参加し、選手との交流を通して、障害者スポーツについて理解を深めてまいりました。

そうした中、スポーツ推進委員のリーダーシップのもと、ペタンクやクッブなど障害の有無にかかわらず一緒に楽しめるスポーツが地域で活発に行われております。

また、文化芸術におきましては、障害の有無に関わらず、文化芸術を鑑賞し、創造活動に参加することができるよう努めております。

昨年度、芸術文化ホールくららで開催したダンスイベントでは、企画段階から多くの障害者や大学生、高校生が参加し、参加者全員が活発に意見を出し合うなど、交流を深めるとともに、美術館では、障害者の方にも楽しんでいただけるよう、絵本原画展期間中には、手話による読み聞かせを実施しております。

今後も障害のある方がスポーツ活動や文化芸術活動に取り組む環境の充実を図ってまいります。

次に、情報バリアフリーの推進についてでございます。

答弁内容（令和5年第2回定例会）

本市では、ご紹介いただいた障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に先駆けて、平成31年に「東広島市障害者の意思疎通手段の確保等に関する条例（障害者コミュニケーション条例）」及び「東広島市手話言語の認識の普及に関する条例（手話言語条例）」を施行いたしました。障害者の意思疎通手段の選択機会を確保し、拡大すること、そして、手話に関する認識の普及を目指しております。

市役所では、情報バリアフリーの実現に向け、主な窓口に関こえやすくなるスピーカーを、障害福祉課の窓口には音声文字化して画面に表示できる機器を設置するなど、障害のある人とのコミュニケーションを容易にするための取り組みを行っております。

今後は、障害者や外国人など、意思疎通が困難な方が生活する様々な場面で、円滑にコミュニケーションを行えるよう、伝えたいことをイラストで示すことができる「コミュニケーションボード」の設置を商業施設に働きかけるなど、地域での情報のバリアフリー化に向け、より一層の啓発活動を推進してまいります。

次に、共生社会の構築のための啓発活動についてでございます。

障害の中には、デフリンピックに出場する聴覚障害者のように、外見だけでは特性を理解されにくい障害もあります。障害の有無にかかわらず、共に心豊かに暮らしていくためには、周囲の人が障害に対する正しい理解を深め、合理的配慮を提供することが重要であると認識しております。

そのため、出前講座やセミナーを開催してこれらの普及に取り組んでおります。また、障害者が地域で安心して生活するためには、地域の方の支援が必要となりますので、配慮や援助を必要としていることを周囲に知らせるための「ヘルプマーク・ヘルプカード」の活用促進に取り組むなど、共生社会の構築に向けた啓発活動に取り組んでまいります。

最後に、デフリンピックを応援する取り組みについてでございます。

東広島市内には卓球とバレーボールでデフリンピックへの出場を目指しているデフアスリートがおられます。そのため、地域住民とデフアスリートとの交流の機会を設けるなど、デフリンピックを身近に感じてもらえるような応援の取り組みを検討したいと考えております。

また、デフリンピックは、聴覚障害者を対象とした競技大会ですが、本市ではそれ以外の障害を含めた障害者スポーツ活動の普及に取り組むことが大変重要であると考えております。

こうした中、広島県パラスポーツ協会を中心とした関係団体が連携して、県内初の「インクルーシブ・スポーツ・フェスタ広島2023」が、9月30日と10月1日に東広島運動公園をメイン会場として開催されることが決定いたしました。

このフェスタは、インクルーシブという言葉が示すとおり、そこに集まられた方々が年齢や性別、そして障害の有無に関わらず包摂的にスポーツを楽しむイベントでございます。

本市といたしましては、こうしたイベントを契機とし、子どもから高齢者まで幅広い年代の方に、障害者のスポーツ活動に対する理解を深めていただき、スポーツを通じて多様性を認めあう共生社会の実現を目指して取り組んでまいります。

答弁内容（令和5年第2回定例会）

質問者	谷議員	担当	産業部 学校教育部
-----	-----	----	--------------

■質問事項	<p>3 学校給食費の無償化が必要</p> <p>(1) 学校給食の無償化が必要</p> <p>ア 東広島市の学校給食に地元野菜を調達するためのシステムを構築する計画がある。これからの食育に欠かせない地元農家とのパイプ役として期待するものである。本市は、<u>学校給食で使う野菜の地元産比率100%を目指すべきである。100%達成に向けた計画が必要である</u>と考えるが、市の考えを伺う。</p> <p>イ <u>有機野菜を給食に使ってほしい</u>という農家の声について<u>本市の実情と課題について</u>伺う。</p>
-------	---

■質問要旨

(1) 学校給食費の無償化が必要

学校給食費の無償化を求める請願が3,143筆の署名とともに提出されている。

ア 東広島市の学校給食に地元野菜を調達するためのシステムを構築する計画がある。

これからの食育に欠かせない地元農家とのパイプ役として期待するものである。本市は、学校給食で使う野菜の地元産比率100%を目指すべきである。100%達成に向けた計画が必要であると考え、市の考えを伺う。

県内有数の農業地帯である本市にとって、農業者の販路を確保し、将来にわたる経営の安定化を図るための支援を行っていくことが重要と考える。

現状は、学校給食において使用する野菜の地元産比率が極めて低いため、新たなシステムの構築により一定程度の改善が期待されるところである。しかしながら、持続可能な農業を推進するには、地元産比率向上のためのさらなる対応が必要と考えるが、市の所見を伺う。

イ 有機野菜を給食に使ってほしいという農家の声について本市の実情と課題について伺う。

農薬や化学肥料を原則使わない有機農産物を、学校給食に取り入れる動きが広がりつつある。例えば、千葉県いすみ市では、2017年に学校給食をすべて有機米に変え、2022年10月からは学校給食費を全額補助しており、環境に配慮したまちづくりと有機農産物を使用した給食が知られ、地域のブランド化につながっている。

有機栽培する農家の販路を確保するとともに、子どもたちに安全・安心な食を提供するため、有機農産物を積極的に給食へ取り入れてもらいたいと考えるが、本市の実情と課題について伺う。

■答弁

「学校給食費の無償化が必要」のうち、野菜の地元産比率100%達成に向けた計画について、及び有機野菜使用の実情と課題につきましては、市からの答弁内容を含みますが、教育委員会から一括して、ご答弁申し上げます。

はじめに、学校給食で使う野菜の地元産比率100%達成に向けた計画についてでございます。

学校給食で使用する生鮮野菜につきましては、地元の野菜を用いることが食育の観点からも有意義であることから、地元産を優先的に使用していますが、令和3年度期別調査において、生鮮野菜の地元産使用割合は、価格ベースで23.6%にとどまっております。

その要因としましては、学校給食での地元産野菜の使用にあたって、生産者、JAひろしま、東広島流通センター仲卸、給食センターなどの関係機関における情報共有と連携が十分とは言えなかったこと、また、地場産野菜の生産量が少ないことや、給食向けに野菜が作付けされていないことなどが挙げられます。

答弁内容（令和5年第2回定例会）

そのため、現在、学校給食地場産野菜供給システムの構築を進めているところでございます。これは、日々の給食に使用する生鮮野菜の品目や数量を、およそ6か月前までに情報提供し、これをJAひろしまや生産者などが把握することで、生鮮野菜の計画生産が可能となり、生産者は給食の食材提供という販路を確保でき、必要な時期に必要な量の地元産野菜を使用することが可能となるものです。

また、生産性の向上については、土壌分析への支援、栽培施設の温度や水分等を管理する環境制御装置の導入などの支援も行っております。

現在は、作付量の課題のほか、国産では十分には賄えない物、年中使いたいものの出荷時期が限られる物もあり、地元産ですべてを賄うには難しい状況にあります。

生産性の向上に係る取組が進めば、地元産出荷量の拡大、安定した供給も可能となり、給食食材の地元産比率を高めることができると考えております。

次に、有機野菜を使用することの実情と課題についてでございます。

有機野菜の使用につきましては、試験的ではございましたが、昨年9月に、西条学校給食センターにおいて八本松産の「青なす」を使った「みそ汁」などを小学校2校に3回提供しました。

しかしながら、これまでは、生産納入時期のほか、納入量、また、大量の食材を短時間で調理するための、ある程度の大きさの統一、そして価格差などの課題がございました。

このため、学校給食で使用する生鮮野菜に対して、有機野菜を指定する発注は、現在のところ行っておりませんが、安全安心な有機野菜を用いた学校給食を提供することは、食育の観点からも効果的で、教育的意義も大きいものと考えております。

今後、関係機関との協働体制の中で、少しでも実現可能となるよう取り組んでまいります。

答弁内容（令和5年第2回定例会）

質問者	谷議員	担当	学校教育部
-----	-----	----	-------

■質問事項	<p>3 学校給食費の無償化が必要</p> <p>(1) 学校給食費の無償化が必要</p> <p>ウ <u>給食費の無償化に向けて、他市に学び、早期に達成することの重要性について</u>問う。</p>
-------	--

■質問要旨

(1) 学校給食費の無償化を求める請願が3,143筆の署名とともに提出されている。

ウ 憲法第26条において義務教育は無償とあるが、いまだに小中学校の給食費負担をはじめ完全無償ではない実態がある。保護者が負担する学校給食費は、副教材費など義務教育にかかるさまざまな費用の中で最も重い負担となっている。労働者の実質賃金が上がらない中、ここ数年の急激な物価高騰が保護者の家計をさらに圧迫しており、昨年度実施した独自アンケートにおいても、給食費の無償化について、切実な声が寄せられたところである。

こどもの医療費とともに、学校給食費の無償化に踏み切る自治体は年々増えており、本市においても完全無償化に向けて、まずは現状の負担軽減であったり、対象者を限定した段階的な実施であったりなど、できるところから早期に対応していくべきであると考えている。子育て支援の一環としてだけでなく、「教育は無償」の大原則から見ても重要な取組みであると考えているが、市の見解を伺う。

■答弁

谷議員のご質問に対しまして、私からは、「学校給食費の無償化が必要」のうち、これを早期に達成することの重要性につきまして、ご答弁申し上げます。

政府は、今月13日、2030年に向けた「こども未来戦略方針」を公表しました。

我が国が直面する最大の課題は、少子化であるとして、その対策をこども・子育て政策の基本に据え、少子化を反転させるために、若者・子育て世代の所得向上を特に重視する姿勢が打ち出されています。

とりわけ、今後3年間の集中的な取組としての「加速化プラン」では、児童手当をはじめとする現金給付の拡充や、給付型奨学金の対象拡大などがその中心に位置づけられ、次代を担う全てのこどもの育ちを支える経済的支援と、若い世代の所得向上に取り組むとされました。

私は、この方針によって、政府が政策のどこに、より注力しようとしているのか、そのプライオリティも明確になってきたと捉えています。

学校給食費の無償化の実現に向けては、まずは実態調査を行い、その上で具体的方策を検討するとの表記にとどまっていることから、政府が考えるその優先順位は、必ずしも高くはないのではないかと感じたところでございます。

本市は、地方自治体として、これまで、妊娠・出産から義務教育までの期間で必要となる子育て支援施策を総合的に検討し、評価しながら、次世代を担う子どもたちに質の高い保育・教育が提供できるよう、非常に高い教育投資を行ってまいりました。これは、私自身が、将来のための教育への投資が極めて重要であると、常々考えているからにほかなりません。

もちろん、地域や大学、企業の力もお借りしながらではありますが、本市の子どもたちが、本市ならではの独自性も備えた学校教育の中で、未来をたくましく生きる子どもへと成長するための環

答弁内容（令和5年第2回定例会）

境づくりに努めているところでございます。

その具体的な数字といたしまして、本市の本年度の教育費は、127億円余、歳出全体に占める構成割合は13.5パーセントで、民生費に次ぐ予算規模としています。

県内の他の都市においては、教員の人件費を負担する市を除けば、教育費の割合は、9%から10%ほどという状況であり、本市は義務教育を含む教育全般に対して重点的な予算配分が実現できているものと考えています。

そして、こうした姿勢で取組を継続してきたからこそ、現在の本市の児童生徒の学力であり、体力・運動能力であって、県内では唯一「東広島教育」という形容詞をもって、「県内トップレベルの教育都市」という評価につながっているものと考えております。

また、本市における学校給食費の支援については、負担を困難とする保護者について就学援助制度により全額補助しているほか、今議会において物価高騰に伴う給食費への影響を軽減する補正予算を上程しているところです。

ご指摘の学校給食費の無償化については、これを否定するものではありません。

しかしながら、本市においては、現在の教育投資に、毎年8億2千万円もの一般財源の追加は、負担が小さくはありません。また「こども未来戦略方針」には現時点で財源が明示されておらず、児童手当の拡充が現行の負担割合で実施された場合の本市の追加負担は、2億数千万と見込まれることから、やはり慎重にならざるを得ません。

医療費助成の拡充、小児救急医療の充実、待機児童解消のための保育士確保策など、いまだ課題の多い子育て支援全般の中で、優先順位を見極めていくことが重要であると考えているところでございます。

答弁内容（令和5年第2回定例会）

質問者	落海議員	担当	生涯学習部
-----	------	----	-------

■質問事項	<p>1 生涯にわたってスポーツを楽しめる環境の形成について</p> <p>(1) <u>東広島市スポーツ推進計画の現状とこれからについて</u></p> <p>ア いつでもスポーツ、どこでもスポーツ、だれでもスポーツ、地域でスポーツの4つの方向性の進捗と考え方について</p> <p>イ ウォーキングコース等を取り入れたまちづくりについて</p> <p>ウ 東広島市スポーツツーリズム推進方針について</p>
--------------	---

■質問要旨

- (1) 東広島市スポーツ推進計画の現状とこれからについて
- 国は、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に従い、「スポーツ・レガシー」としてのスポーツによる地方創生、まちづくりの各地の更なる取組を促進するための推進体制を強化していくとしており、本市における取り組みについて、現状と今後についての考えを伺う。
- ア いつでもスポーツ、どこでもスポーツ、だれでもスポーツ、地域でスポーツの4つの方向性の進捗と考え方について
- イ ウォーキングコース等を取り入れたまちづくりについて伺う。
- ウ 東広島市スポーツツーリズム推進方針について

■答弁

私からは、生涯にわたってスポーツを楽しめる環境の形成についてご答弁申し上げます。

まず、いつでもスポーツ、どこでもスポーツ、だれでもスポーツ、地域でスポーツの4つの方向性の進捗と考え方についてでございますが、令和4年度の市民満足度調査では、週1日以上運動している人の割合は、計画策定時と比較して、35.6%から50.4%に上昇し、約半数の方にとって運動が習慣となり、市民の間で「いつでも」スポーツの意識が浸透しつつあると認識しております。

一方、昨年度実施したスポーツ施設利用者アンケートの結果では、スポーツ施設の不足を感じている人は約半数おられ、「どこでも」スポーツを楽しめるよう、現在、廃校となった体育館など未利用施設を有効活用し、特定の競技に関して、市民全体が占有的に利用できるスポーツ施設の特徴化・聖地化に取り組んでいるところでございます。

また、「だれでも」スポーツに親しんでいただけるよう、新たにトップアスリートによる教室の開催などによるスポーツの魅力づくりや、ウォーキングやいきいき体操東広島などの健康づくりにもつながる地域単位のスポーツの普及促進を図っております。

引き続き、本計画の進捗管理を適切に行い、「いつでも、どこでも、だれでも、地域でスポーツ」の環境づくりを推進してまいります。

次に、ウォーキングコース等を取り入れたまちづくりについてでございます。

ウォーキングは、子どもから高齢者まで誰もが気軽に参加でき、地域の交流や健康寿命の延伸に繋がる、大変重要なスポーツ活動であると考えております。

現在、本市におきましては、関係部局が連携し、市民の皆様が日常にご活用いただけるよう、小学校区や、公園などを拠点としたウォーキングコースを設定しており、ウォーキングのほかジョギングコースとしても利用いただいております。

毎年10月には、ウォーキング協会との共催によるスマートウォーク「さわやかウォークの日歩

答弁内容（令和5年第2回定例会）

こうDAY」のイベントを実施するほか、各地域においては、これらのコースを活用したイベントが開催されており、ウォーキングが市民の生活の一部となりつつあると考えております。

今後も関係団体と連携しながら、ウォーキングを通したまちづくりに取り組んでまいります。

次に、東広島市スポーツツーリズム推進方針についてでございます。

本市におきましては、市外からの誘客力の強いゴルフ場が集積していることや、観光消費額にゴルフの占める割合が大きいことを踏まえ、「ゴルフを核としたツーリズム」や、本市が有する自然等を活かした「特色のあるイベントの実施支援」、そしてスポーツを軸に飲食、名産品、宿泊、観光等との連携を強化し、Win-Winとなる「情報共有の仕組みづくり」を推進方針の3本柱に掲げております。

令和元年度には、「特色のあるイベントの実施支援」として、広島大学周辺で開催されたサイクルロードレース大会に対して支援を行いました。

近年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、全国からの集客を見込んだスポーツイベント等の実施に至っておりませんが、ゴルフをはじめとする少人数で、屋外で行うスポーツは、コロナ禍においても人気は衰えておらず、スポーツツーリズムの推進による経済波及効果は高いと考えております。

今後につきましては、ゴルフに限らず、例えば、海から山まで自然豊かな景色や歴史ある町並みを楽しむサイクリングやウォーキングなど、本市の特色あるスポーツツーリズムを検討してまいります。

各地域の有するスポーツ資源と観光資源を融合させ、人と人の交流や地域経済の活性化を図り、本市スポーツ推進計画の基本理念である「スポーツで地域を創るまち東広島」の実現を目指してまいります。

答弁内容（令和5年第2回定例会）

質問者	落海議員	担当	学校教育部
-----	------	----	-------

■質問事項	2 中学校の部活動体制について (1) <u>部活動指導員制度の取り組みについて</u> ア 部活動に従事する教員の放課後、休日出勤などの変化を把握できているか伺う。 イ 生徒が希望する部活動が部活動指導員や教員不足によって活動できないような状態は無いのか伺う。
-------	--

■質問要旨

(1) 部活動指導員制度の取り組みについて

平成29年に中学校において、部活動の指導・大会への引率等を行うことを職務とする部活動指導員が導入されたが、現状と今後についての考えを伺う。

ア 部活動に従事する教員の放課後、休日出勤などの変化を把握できているか伺う。

イ 生徒が希望する部活動が部活動指導員や教員不足によって活動できないような状態は無いのか伺う。

■答弁

私からは、中学校の部活動体制について、ご答弁申し上げます。

はじめに、部活動指導員制度による、部活動に従事する教員の放課後、休日出勤などの変化についてでございます。

本年度の部活動指導員配置は、9校10人でございます。この配置校におきましては、部活動指導員が、指導経験のない教員に代わり専門的な技術指導を行ったり、休日等の大会で審判を務めたりすることから、指導経験のない教員の負担軽減等につながっています。また、顧問が、平日、会議や家庭の事情等で部活動に出られない場合や、学校によっては、土日の大会の引率や練習を部活動指導員に任せることで、他の教員の負担軽減にもつながっています。

教育委員会といたしましては、部活動を持続可能なものにし、教職員の働き方改革を推進していくためにも、引き続き部活動指導員の配置・拡充に努めてまいりたいと考えております。

次に、生徒が希望する部活動が、部活動指導員や教員不足によって活動できない状態はないか、についてでございます。

例えば、昨年度と本年度、市内の中学校で新たにバスケットボール部を設置してほしい、という声が学校にありました。

学校にどの部活動を設置するかについては、教員の人数だけによるものではなく、生徒の希望、現状の部活動の維持、運動部においては、グラウンドや体育館が安全に使用できる場所等を総合的に判断し、各中学校で決定しております。そのため、生徒や保護者の多様なニーズに応えることができていない場合もございます。

今後は、学校だけで行われてきた部活動を地域全体で運営する仕組みに変えることで、生徒の多様なニーズに応じた活動機会の保障に努めてまいりたいと考えております。

答弁内容（令和5年第2回定例会）

質問者	鈴木議員	担当	こども未来部 学校教育部
-----	------	----	-----------------

■質問事項	<p>1 教育施策について</p> <p>(1) <u>幼稚園・保育所・小学校の連携・接続について</u></p> <p>ア 取組の現状や課題認識について伺う。</p> <p>イ 幼保小連携の今後の取組について伺う。</p>
--------------	--

■質問要旨

(1) 幼稚園・保育所・小学校の連携・接続について

小1プロブレムという名称で幼稚園等から小学校に入学する際のギャップが全国的に課題となっており、本市においても同様の課題があると考えられる。このギャップの解消に向けて文部科学省では「幼保小の架け橋プログラム」を推進していく事としているが、本市の取組状況について伺う。

ア 取組の現状や課題認識について伺う。

広島県が行っている「育ちと学びをつなぐ」幼保小連携・接続の充実事業において、本市は令和4年度にモデル地域として指定されている。現在、本市においてどのような取組みが行われ、幼保小連携においてどのような課題があると認識しているのか伺う。

本市のように乳幼児教育・保育に力を入れるのであれば、幼保小の連携・接続には強く取り組まなければならないと思う。ここで重要なのは、こども主体の考えになっているかどうかということで、こどもが学校に合わせるのではなく、学校がこどもに合わせていくという視点が必要になると考えられる。そのため、就学前までの育ちや学びの連続性を考慮した、こども主体になった考え方が、ギャップを感じさせにくい幼保小連携につながっていくと考える。

現在の取組みや課題を含め、幼保小連携に対する市の考えを伺う。

イ 幼保小連携の今後の取組について伺う。

市内の小学校と認定こども園において、独自に幼保小連携に取り組まれている事例がある。自然のフィールドを有する認定こども園において、年長の幼児と小学1年生が交流しており、プログラムの作成を通して保育士や小学校の教員が、互いのこどもの育ちに対する考え方や、乳幼児教育・保育と学校教育への理解を深めている。これらの取組みを通して、今後は協働しながら生活科などの授業づくりや、保育内容を考えていけるようにすることを想定されている。

このプログラムの作成を通じた保育士と教員のこども観の共有・理解が大きなポイントであると考えられる。また、このような取組みを広げていくことや、学校現場においてどのように活かしていくかもポイントになると考えている。

今後、幼保小連携をどのように進めていくのか、市の考えを伺う。

■答弁

私からは、教育施策について、ご答弁申し上げます。

はじめに、幼稚園・保育所・小学校の連携・接続についての取組の現状や課題認識についてでございます。

幼児期は遊びを通して小学校以降の学習の基盤となる芽生えを培う時期であり、小学校においては、その芽生えをさらに伸ばしていくことが重要なことから、5歳児から小学校1年生の2年間に焦点を当て、生涯にわたる学びや生活の基盤をつくるための幼保小連携・接続が求められております。

本市の幼保小連携につきましては、これまで、小学校において、入学前に園・所等と、特別な支

答弁内容（令和5年第2回定例会）

援や配慮が必要な児童の個別の教育支援計画の連携を行うとともに、ここ数年はコロナ感染症の影響で十分な実施ができておりませんが、授業や行事等の交流をするなどの取組を行っております。

令和3年度からは、新たに幼保小連携推進担当者研修を実施するとともに、近隣の園・所等と小学校をマッチングし、小学校の担当者が公開保育に参加するなどの取組を行い、幼保小連携推進の中心的役割を担う担当者の育成を図ってきております。今年度からは、小学校の担当者が参加する公開保育について、私立の保育園等も対象に加え、より多くの園・所等との連携によりその充実を図っているところでございます。

また、令和4年度の県指定の「育ちと学びをつなぐ」幼保小連携・接続の充実事業により、担当者に加え管理職が、具体的な乳幼児・児童の姿を通じた保育・指導の在り方や、切れ目のない幼児児童の学びと育ちを保障するための幼保小接続カリキュラムの改善についての理解を深めてきております。

しかしながら、小学校において、幼児期における「遊びは学び」という考え方が十分生かされておらず、教師の説明中心、教科書中心の授業が散見されるなど、研修等の成果が校内全体に浸透していないことに課題があると考えております。

次に、幼保小連携の今後の取組についてでございます。

議員のご紹介にあったように、昨年度、寺西小学校の1年生が生活科の学習の一環で「認定こども園さざなみの森」を訪問し、自然の中で学習活動を行いました。年長の幼児と1年生の児童が好奇心や主体性を発揮し関わり合いながら活動するプログラムは、保育士や教員が幼児児童相互の学びを理解するうえで効果がございました。

今後は、研修会等を通して、こうした成果のあった活動プログラム等、好事例の蓄積と普及を図るとともに、引き続き、幼保小連携・接続を校内等で牽引できる担当者の人材育成を図ってまいりますと考えております。

答弁内容（令和5年第2回定例会）

質問者	向井議員	担当	都市部 生涯学習部
-----	------	----	--------------

■質問事項	<p>1 白市の文化財を生かしたまちづくりについて</p> <p>(1) 白市の町の中にある江戸時代から明治、大正、昭和初期に建てられた建造物の現状と、所有者と地域住民のかかわり、及び地域活性化に向けて支援する方策を伺う。</p> <p>ア 現在、登録有形文化財（建造物）に届けられている以外にどのくらいその候補の建物があるのか、また、届出制に基づくこの制度の情報がどのように所有者の方に提供されているのか伺う。</p> <p>イ この登録制度に適用しない建物の所有者に対して保護意識の醸成を含めた情報提供はされているのかを伺う。</p> <p>ウ 文化財保存活用地域計画の推進において文化財等を活用して特別な体験ができるユニークベニューを取り入れた取組の推進について市としての見解を伺う。</p> <p>エ 令和5年度目的別事業群シートでは白市交流会館を管理運営することにより地域の賑わい創出と地域の活力向上を図るとあるが、具体的にどのような誘導策があるのか市としての見解を伺う。</p>
--------------	--

■質問要旨

- (1) 白市の町の中にある江戸時代から明治、大正、昭和初期に建てられた建造物の現状と、所有者と地域住民のかかわり、及び地域活性化に向けて支援する方策を伺う。
- ア 現在、登録有形文化財（建造物）に届けられている以外にどのくらいその候補の建物があるのか、また、届出制に基づくこの制度の情報がどのように所有者の方に提供されているのか伺う。
- ~~イ この登録制度に適用しない建物の所有者に対して保護意識の醸成を含めた情報提供はなされているのかを伺う。~~
- ウ 文化財保存活用地域計画の推進において文化財等を活用して特別な体験ができるユニークベニューを取り入れた取組の推進について市としての見解を伺う。
- ~~エ 令和5年度目的別事業群シートでは白市交流会館を管理運営することにより地域の賑わい創出と地域の活力向上を図るとあるが、具体的にどのような誘導策があるのか市としての見解を伺う。~~

■答弁

私からは、白市の文化財を生かしたまちづくりについて、ご答弁申し上げます。

まず、登録有形文化財建造物の候補及び所有者への情報提供についてでございます。

現在、白市地区には、指定登録文化財として、国の重要文化財である旧木原家住宅のほか、国の登録有形文化財建造物として伊原家住宅、保手濱家住宅、大藤家住宅がございます。

また、国の登録有形文化財建造物は、建築から50年を経過し、かつ意匠がすぐれたもの、国土の景観に寄与するものなど、一定の評価を得たものを文化財として登録されるものであり、白市地区には、この文化財の候補として、調査等によって既に一定の評価を得ている建物が10件程度ございます。

これらの建物の所有者に対しましては、過去に保護制度の説明をさせていただいた方もおられますが、世代交代等で、制度をご存知ない方もいらっしゃると思いますので、改めて情報提供することを検討してまいります。

答弁内容（令和5年第2回定例会）

~~次に、文化財の登録対象とならない建物についてでございます。~~

~~ご質問の「空き家の保全」に限定しているわけではございませんが、白市地区では、平成15年から、地元住民の方々との話し合いに基づき、特に景観を守る必要があるエリアにおいて、景観形成のためのルールを設けております。~~

~~具体的には、建築物の新築や増築、建て替え、あるいは建築物の外観変更などの際は、市に届け出るものとし、外壁の色や窓の建具は周囲の景観と調和のとれたもの、屋根は赤瓦または黒瓦の日本瓦とするなど、エリア内の住民や建物所有者に対しまして、景観形成に最大限の配慮をさせていただけるよう、市としても、白市らしい街並みの景観誘導に努めているところでございます。~~

~~今後も、こうした制度の周知を図りながら、景観に関する住民意識をより高め、白市地区の景観を活かしたまちづくりを進めてまいりたいと考えております。~~

次に、ユニークベニユーを取り入れた文化財保存活用地域計画の取組の推進についてでございます。

「ユニークベニユー」は、歴史的建造物、神社仏閣、美術館や博物館などの「特別な会場」でイベント等を実施することにより「特別な価値」を創造する取組みであることから、会議やレセプション出席者の満足度向上や、開催地域のイメージアップ、会議等の誘致による地域経済への波及効果に加え、文化財等の魅力をより多くの人々に知っていただくなど、さまざまなメリットがあると認識しております。

本市では、これまで、国登録有形文化財の賀茂鶴酒造1号蔵を使った雅(が)楽師(がくし)の東儀(とうぎ)秀樹(ひでき)氏によるミニコンサートやワークショップ、史跡三ッ城古墳において、地域が主体となり実施されている「光の宴(うたげ)」などの実績がございます。

白市におきましては、平成15年に、地域住民の方々のご協力を得て、建物や街角など、歴史的な場所に現代アートを展示し、まちを巡る「東広島市現代アートプログラム 白市DNA」といったイベントを2週間にわたり開催しております。

これは、その後20年にわたり開催されているチャイルドアート展のきっかけとなったイベントであり、本市におけるユニークベニユーの先駆けとなったもので、当時は大きな反響があり、5,000人も来場がございました。

ユニークベニユーは、地域住民だけでなく、ボランティア、作家、来場者等の地区内外の多くの方を巻き込んで実施することで、地域の活性化や文化財の保護に寄与するとともに、郷土愛の醸成に繋がるものであります。

令和6年度に向けて策定作業を進めております市文化財保存活用地域計画におきまして、本市の歴史文化を活用するユニークベニユーの実施について検討し、地域が誇れるまちづくりを提案してまいりたいと考えております。

~~最後に、白市交流会館につきましては、白市地区の歴史的な街並みや伝統・文化を守るための活動拠点として、また、白市地区の魅力の発信を行うために、国の補助金を活用して整備した施設でございます。~~

答弁内容（令和5年第2回定例会）

施設の概要としましては、多目的スペースや交流スペースのほか、来訪者用のトイレを備え付けており、平成28年度に開館し、平成30年度からは、市と協働で白市地区のまちづくりを進めてきた、地元住民の方々を中心に組織された「白市景観形成委員会」を指定管理者とし、運営していただいているところでございます。

白市交流会館の具体的な利用用途としましては、多目的スペースにおける「まちづくり活動」の会合のほか、手芸教室や生け花教室、健康体操の場などにも活用されております。

交流スペースにおいては、白市地区の歴史・文化に関する写真の展示や観光パンフレットの配布など、さらに、来訪者のトイレ休憩のほか、地元の観光ボランティアガイドの方と来訪者との交流場所としても、ご利用いただいているところでございます。

また、白市景観形成委員会につきましては、地域の特色や文化と調和した魅力あるまちづくりを目指して活発に活動されており、市としても、「白市歌舞伎」の普及啓発活動や、「白市まちなみ探訪マップ」の作成などについて、補助金により支援しているところでございます。

市としましては、引き続き、地元との連携を深めながら、景観を生かしたまちづくりを進め、白市地区の歴史・文化に関する情報を発信することで、白市の魅力を伝えるとともに、白市地区の認知度の向上を図ってまいりたいと考えております。

答弁内容（令和5年第2回定例会）

質問者	木村議員	担当	学校教育部
-----	------	----	-------

■質問事項	1 第2期東広島市子ども・子育て支援事業計画について (2) 東広島版ネウボラの充実について コ <u>児童および中高生が、保護者や学校を介さずに悩み相談ができる機関について</u>
-------	---

■質問要旨

(2) 東広島版ネウボラの充実について

次のことに問題を感じている。子育てポータル、すくすくサポート、児童および中高生への支援、子育て支援施策を全世代の利益につなげる構造。

コ 児童および中高生が、保護者や学校を介さずに悩み相談ができる機関について

本市において、未就学児にかかわる相談場所の数については充実しているが、児童および中高生が保護者や学校を介さず、保護者や先生でもない誰かに悩みを相談できる公的機関はあるのか伺う。

■答弁

私からは、児童及び中高生が悩みを相談できる機関について、ご答弁申し上げます。

児童生徒が相談できる機関としては、来室や電話による相談が可能な児童青少年総合相談室を、児童青少年センター内に設置しております。また、電話相談窓口として「心と命の相談ダイヤル」を設置しています。

このほか、広島県などが設置している、「24時間子供SOSダイヤル」やSNSで相談ができる「こころのライン相談@広島県」などもあります。これらは全て、保護者や学校を介さずに相談することが可能となっています。

こうした相談先は、教育相談窓口紹介カードとして、全ての児童生徒に配付するなどし、周知しているところでございます。

答弁内容（令和5年第2回定例会）

質問者	木村議員	担当	学校教育部
-----	------	----	-------

■質問事項	<p>1 第2期東広島市子ども・子育て支援事業計画について</p> <p>(3) 子どもに関する医療体制の充実、子育て世帯の経済的負担の軽減について</p> <p>エ <u>「小中学校における給食費無償化」は市民ニーズではなく単なる要望か</u></p> <p>オ <u>新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と給食費について</u></p> <p>カ 本市において給食費無償化にかかる費用および就学援助実費支給分</p>
--------------	---

■質問要旨

- (3) 子どもに関する医療体制の充実、子育て世帯の経済的負担の軽減について
 子ども医療費助成および給食費無償化ニーズの取り扱いに問題を感じている。
- エ 「小中学校における給食費無償化」は市民ニーズではなく単なる要望か
 子育て支援においては、さまざまな機会を通じて市民ニーズを把握していると思う。ただ、市民からの意見というものは、顕在化しているニーズや単なる要望は表現できていても、潜在的なニーズの表現や全体最適に欠けることは容易に想像できる。
 小中学校における給食無償化は、単なる要望なのか。顕在化しているニーズもしくは潜在的ニーズなのか。市の所見を伺う。
- オ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と給食費について
 物価高騰に対応する、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、給食費を無償化もしくは食材費の価格高騰分を補填している自治体があるが、本市における検討状況について伺う。
- カ 本市において給食費無償化にかかる費用および就学援助実費支給分

■答弁

私からは、給食費無償化について、ご答弁申し上げます。

まず、給食費無償化は市民ニーズではなく要望なのかについてでございますが、一般的には、教育委員会の施策であっても、要望の強弱大小ではなく、またニーズが顕在化しているか潜在的にかかわらず、社会経済情勢の変化と地域や市民・保護者等からのニーズと量を的確に把握し、目的や必要性を明確にした上で一定の方向を志向しつつ、優先順位を見極めて予算計上を行うこととしています。実施の手段としてはP D C Aと効率的な支出を徹底することで、最小の経費で最大の効果を生むことを目指すものと考えています。

お尋ねの給食費無償化に関しては、義務教育を受ける児童生徒の保護者のニーズはあるものと推測できますが、それぞれの家庭の経済的な事情により、その考え方は様々であろうと認識しています。

特に、生活に困窮されている家庭において、給食費を含む学用品等に負担を感じておられるといったニーズは、直接、または学校を通じて把握しており、就学援助制度に該当する家庭の児童生徒の給食費は、その全額を助成しています。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用の検討状況についてでございますが、物価高騰に対応するため、令和4年度においては給食1食当たりの食材料費を10パーセント引き上げ、保護者負担への転嫁を回避するため、同交付金を充ちいたしました。令和5年度におきましても同様に対応するため、現在、補正予算の議決をお願いしているところでございます。

なお、給食費を無償化するための対応としての同交付金の活用については、同交付金の取扱いに

答弁内容（令和5年第2回定例会）

係る文部科学省の通知において、「物価高騰に伴う学校給食等に関する負担軽減」が対象事業とされ、高騰する食材費の増額分の負担を支援し、保護者負担を増やすことなく、学校給食の円滑な実施のための活用が可能とされたことから、選択肢としておりません。

次に、本市における給食費無償化に要する費用、及び就学援助の実費支給についてでございます。

令和5年度において児童生徒に係る給食費すべてを無償化するための費用は、約8億2千万円でございます。

また、令和4年度の就学援助の給食費分の支給額は、約7千7百万円でございます。

答弁内容（令和5年第2回定例会）

質問者	田坂議員	担当	学校教育部 (財務部)
-----	------	----	----------------

■質問事項	3 公共施設の適正管理について (1) <u>慰霊碑の安全対策について</u> ア 慰霊碑の安全対策の検討内容について伺う。
-------	--

■質問要旨

(1) 慰霊碑の安全対策について

令和3年第3回定例会で答弁のあった慰霊碑の安全対策の検討結果について、結果を早急に公表すべきである。

ア 慰霊碑の安全対策の検討内容について伺う。

原小学校に設置されている慰霊碑について、令和3年第3回の答弁では、この市が引き継いだ慰霊碑は約7メートルの高さであり、そばには道路もあることから、倒壊したときに事故につながることはないよう、専門家の意見を参考に安全対策を検討するとのことだった。検討結果はどのようになったのか、伺う。

この慰霊碑の傍には道路だけでなく、指定避難所となっている原小学校や原地域センターもある。市民が不安に思っているのだから、検討結果が出たら早急に公表すべきであり、その結果によっては早急な対応が必要と思うが、市の所見を伺う。

■答弁

私からは、慰霊碑の安全対策について、ご答弁申し上げます。

原小学校西側の慰霊碑につきましては、令和3年10月に、建築設計者に対して、地震等における道路等への転落について相談を行いました。

建築設計者からは、慰霊碑等は建築物ではないため、構造計算にもとづいて、耐震性が確保されているかどうかの判断は出来ないが、道路等への転落の可能性は低いのではとの見解を得ております。

このため、安全性が確保されているかどうかの判断が出来ておらず、お伝えしてこなかったものでございます。

慰霊碑の安全対策につきましては、引き続き住民自治協議会をはじめ、地域の方々や石碑等の関係者と協議しながら、検討していきたいと考えております。

答弁内容（令和5年第2回定例会）

質問者	片山議員	担当	学校教育部
-----	------	----	-------

■質問事項	<p>1 安全で安心できる教育環境の整備について</p> <p>（1）義務教育下での、<u>サポート体制について</u></p> <p>ア 現状のサポート体制について問う</p> <p>イ 教員及び支援員やサポーター等の充実度について問う</p> <p>ウ 学校現場と教育委員会の連携について問う</p> <p>エ 誰ひとり取り残さない教育体制の構築について問う</p>
--------------	---

■質問要旨

- （1）義務教育下での、サポート体制について
- 本市の未来の宝である子ども達を預かる教育現場において、様々なパターンでサポートが必要とされる子ども達が増えている。
- そのような現況において、教員そしてサポートする職員の負担も増している状況であると思われる。
- ア 現状のサポート体制について問う。
- イ 教員及び支援員やサポーター等の充実度について問う。
- ウ 学校現場と教育委員会の連携について問う
- 学校現場の情報をどう吸い上げ、共有しているのか、コミュニケーションツールやデータベース等活用しているのかなども含め、学校現場と教育委員会の連携について伺う。
- エ 誰ひとり取り残さない教育体制の構築について問う
- 本市として、個別最適化学習と言えるものに取り組んでいけるのか、また、誰ひとり取り残さない教育制度の構築において、本市としてどのような課題があり、それにどのように取り組んでいくのか、伺う。

■答弁

私からは、義務教育下でのサポート体制について、ご答弁申し上げます。

はじめに、現状のサポート体制についてでございます。

本市では、特別支援学級に在籍する児童生徒への支援のために「教育補助員」を、通常の学級に在籍する児童生徒への支援のために「学校教育支援員」を配置し、学習や生活の支援を行っております。

さらに、必要に応じて特別支援学級及び通常の学級に「特別支援教育大学生サポーター」等を配置し、学校生活への適応や学習活動の充実を図っており、看護師の配置等を含め、サポート体制を整えております。

次に、教員及び支援員やサポーター等の充実度についてでございます。

県費負担教職員につきましては、本年5月1日現在の児童生徒数に応じ、適切に配置しております。

市の会計年度任用職員につきましては、「教育補助員」を小学校に68名、中学校に26名配置し、「学校教育支援員」を小学校に30名、中学校に12名配置しております。この他の職を含め、児童生徒をサポートする人員の配置については、本市が特に重点的に取り組んでいることであり、学校の要望に応じて充実した配置ができていると捉えております。

次に、学校現場と教育委員会の連携についてでございます。

学校から相談があった場合、必要に応じて指導主事が学校を訪問し、児童生徒の実態把握をいた

答弁内容（令和5年第2回定例会）

します。その後、学校と教育委員会で情報を共有し、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるように環境を整えています。その際に、例えば、特別支援教育や日本語指導に関して学校が作成する、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」が個人のデータベースとして重要な役割を果たしています。

次に、誰一人取り残さない教育体制の構築についてでございます。

このことについて大切なのは、児童生徒一人一人が安心して学校生活を送ることができるようにすることであると認識しております。

今後、個に応じた指導の必要性が高まり、児童生徒をサポートする人員の確保が課題として挙げられます。ホームページや広報紙等を活用し、継続して人員の確保に努めるとともに、コミュニケーションツール等としてのICTの活用や多様な学びの場づくりについての取組も進めていき、一人一人の児童生徒を大切にした誰一人取り残さない教育体制を充実させていきたいと考えております。

答弁内容（令和5年第2回定例会）

質問者	片山議員	担当	学校教育部
-----	------	----	-------

■質問事項	1 安全で安心できる教育環境の整備について (2) <u>不登校等児童生徒の対策について</u> ア 不登校等児童生徒の現状について問う イ 不登校等児童生徒となりうる原因について問う ウ 不登校等児童生徒を減少させるための施策について問う
-------	--

■質問要旨

- 1 安全で安心できる教育環境の整備について
- (2) 不登校等児童生徒の対策について
- ア 不登校等児童生徒の現状について問う
- イ 不登校等児童生徒となりうる原因について問う
- ウ 不登校等児童生徒を減少させるための施策について問う

■答弁

私からは、不登校等児童生徒の対策について、ご答弁申し上げます。

はじめに、不登校等児童生徒の現状についてでございます。

小中学校の不登校等児童生徒数は、令和4年度において446人、全体の2.7%、令和3年度は307人、1.9%でしたので、1.45倍に増加しています。また、コロナ禍以前の令和元年度は207人でしたので、この3年間で新型コロナウイルス感染症の影響もあって2倍以上に増加しています。

次に、不登校の原因についてでございます。

国が実施する生徒指導上の諸課題に関する調査では、令和3年度の本市児童生徒の不登校の原因につきまして、「学校に係る状況」が20.5%、「家庭に係る状況」が11.1%、「本人に係る状況」が60.9%と全国の状況とほぼ同じ割合になっております。無気力、不安や生活リズムの乱れ、親子の関わり方、友人関係などの集団生活、学業の不振等、様々な原因が複雑に絡み合っていると考えております。

次に、不登校等児童生徒を減少させるための施策についてでございます。

令和4年12月に改訂された「生徒指導提要」を踏まえた今後の不登校等児童生徒への支援の考え方として、学校に登校するという結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的自立を目指すための支援を行うことも重要であると認識しております。

社会的自立を促すという観点から、スペシャルサポートルームの拡充、教育支援センターの継続設置を考えており、児童生徒の居場所を確保し、学びの選択肢を増やすことにつなげてまいります。児童生徒や保護者への教育相談及び個に応じた支援を充実させるため、心のサポーター及びスクールソーシャルワーカーの派遣の拡充なども併せて行ってまいりたいと考えております。

学校においては、教員が児童生徒の心身の状態の変化にいち早く気づき、最適な支援につなげていくことが大切であることから、子供たちとのコミュニケーションを図るための新たな手段として、一人一台端末の活用について、全国的な取組を踏まえ、今後検討していくこととしております。また、教員に、児童生徒のSOSに早期に気づくための研修等を行い、子供たちの心の危機の叫びを

答弁内容（令和5年第2回定例会）

受け止める力を向上させてまいりたいと考えています。

令和5年3月に国が示したCOCOLOプランを踏まえ、今後も、学校、地域、家庭、フリースクール、関係機関等とも連携しながら、不登校等児童生徒の学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境づくりを社会総がかりで進めてまいりたいと思います。

答弁内容（令和5年第2回定例会）

質問者	片山議員	担当	生涯学習部
-----	------	----	-------

■質問事項	<p>1 安全で安心できる教育環境の整備について</p> <p>(3) <u>いきいきこどもクラブについて</u></p> <p>ア 職員不足の現状について</p> <p>イ 施設を管理監督する責任者について</p> <p>ウ 職員の資質の向上のための研修や、監督指導の本市の体制について</p> <p>エ 外部からの侵入者の監視や、事故などのリスク軽減や原因究明の為にカメラ等設置の可能性について</p> <p>オ 教育委員会担当課内の人員不足について</p>
-------	---

■質問要旨

- (3) いきいきこどもクラブについて
- いきいきこどもクラブにおいても職員の不足が起きている。多くの元気な子ども達を数人の職員で指導等していくことは、負担が多く、事故などのリスクも増大する。また職員の質の点においても向上や監督指導していく必要があると思われる。
- ア 職員不足の現状について伺う
- イ 施設を管理監督する責任者について伺う
- ウ 職員の資質の向上のための研修や、監督指導の本市の体制について伺う
- エ 外部からの侵入者の監視や、事故などのリスク軽減や原因究明の為にカメラ等設置の可能性について伺う
- オ 教育委員会担当課内の人員不足について伺う

■答弁

私からは、いきいきこどもクラブについてご答弁申し上げます。

まず、職員不足の現状についてでございます。

本市におきましては、国の基準に基づき、各クラブに2名の支援員を配置しております。支援員は、利用児童の状況をよく知る同じ職員が毎日対応することが望ましいことから、常勤での雇用を目指しておりますが、公設の59クラブのうち9クラブにおいては、支援員2名のうち1名を代替支援員で対応している状況でございます。

これは、クラブの稼働時間に合わせて勤務するため、1日の勤務時間がフルタイムではないことや、勤務時間が一般的な家庭で家族と過ごす時間と重なることから支援員の就労希望者が少なく、慢性的に人員が不足しているのが現状でございます。

次に、施設を管理監督する責任者についてでございます。

全ての公設クラブには施設に常駐する管理者や、エリアを統括する専門職員は配置しておりません。

公設クラブで発生した事故や事件などの発生に起因する管理監督責任は市にありますので、支援員のみで対応が困難な案件については、担当課に配置しているアドバイザーと連携しチームで対応に当たる体制としております。

次に、職員の資質向上のための研修や、監督指導の本市の体制についてでございます。

全ての支援員を対象とする研修としましては、広島市と近隣24市町が連携して行う専門研修などがあり、年間、延べ129人が参加しております。また、本市独自で行う「子育てサポート研修」をはじめ、全体研修には303人が参加するなど、児童に対してきめ細やかな支援を行うことがで

答弁内容（令和5年第2回定例会）

きるよう、支援員の資質向上に努めております。

また、支援員に対する監督指導につきましては、保護者からクラブの運営に関する相談や苦情があった際に、必要に応じてアドバイザーと担当職員がクラブに出向き、事実確認を行った後、支援員も交えて協議し、改善を図る体制を取っております。

次に、カメラの設置の可能性についてでございます。

児童の安全確保のため、外部からの侵入者を防ぐ対策としてカメラの設置は一定の抑止力があると見込まれます。

一方、事故などの原因究明のための室内へのカメラの設置は、児童や支援員を常時監視することに繋がり、心理的な負担も大きいことから、利用者の理解が得られにくいと考えております。また、児童の行動が委縮するなど居場所としての機能が失われるほか、利用児童と支援員の良好な関係が築きにくくなる可能性もあり、放課後児童クラブの本来の目的である児童の健全な育成の観点から、導入は困難であると考えております。

最後に、教育委員会担当課内の人員不足についてでございます。

現在、正規職員5名、会計年度任用職員の支援員アドバイザー2名と事務補助員2名の合計9名で放課後児童クラブの業務を行っております。

近年の共働き世帯の増加により、放課後児童クラブの利用ニーズは年々高まっており、公設・民間ともにクラブ数が増加していることから、それに伴い指導や管理業務などの事務量も急激に増加しております。

こうした状況を踏まえ、円滑なクラブ運営に支障が生じないよう、今後の職員体制について検討してまいります。